

○令和2年7月豪雨により被災した農林水産業者への支援一覧

項目	支援内容	連絡先
1	<p>農業：補助金 農業用ハウスや農業用機械等の復旧への支援</p> <p>被災した農業用ハウスや農業用機械・施設の再建、施設内に流入した土砂等の撤去等に要する経費を助成 【対象者】被災した販売農家（自給的農家は対外）や営農集団、集落営農法人、地域農業再生協議会、農業協同組合 【補助率】5/6（国1/2、県1/6、市町村1/6）他 2/3（県1/3、市町村1/3） ※国庫補助要件にあてはまらない場合</p>	<p>○由布市 農政課 TEL：097-582-1293 FAX：097-582-1359 （平日8:30～17:00）</p>
2	<p>農業：補助金 土壌改良や農業用水確保等への支援</p> <p>早期営農再開や次期作等に必要な作物残さ等の撤去・農業用水確保・生産資材の調達・農業機械等のレンタル・作業委託・土壌診断・土づくり等、作物転換や規模拡大に必要な生産資材の調達・農業機械等のリース導入等に係る経費を補助 【対象者】被災した農業者で組織する団体等 【補助率】5/6（国1/2、県1/6、市町村1/6）他 2/3（県1/3、市町村1/3） ※国庫補助要件にあてはまらない場合</p>	
3	<p>農業：補助金 果樹の改植への支援</p> <p>被災した果樹の改植に要する経費を助成 【対象者】地域の産地協議会（主に農協が事務局）において位置づけられた担い手 【補助要件】被災した樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上（飛び地可）であること ※産地計画に位置づけられた振興品種であれば同一品種への改植、樹体ごとの改植も可 【補助率】定額補助（国） 23万円/10a（かんきつ類） 17万円/10a（梨・ぶどう等）他</p> <p>果樹の改植に伴う未収益期間に対する補てん 【補助率】定額補助（国） 22万円/10a</p>	
4	<p>農業：補助金 果樹園地の復旧への支援</p> <p>被災した果樹園地の早期復旧に向けた取組を支援 【対象者】地域の産地協議会（主に農協が事務局）において位置づけられた担い手 【補助率】樹体保護 定額補助（国） 7.4万円/10a 病害の発生・まん延防止 定額補助（国） 2万円/10a 被災園地から収穫物の運び出し 5/6（国1/2、県1/6、市町村1/6）他 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組 定額補助（国） 20万円/10a 他</p>	
5	<p>農業：補助金 茶の改植への支援</p> <p>被災した茶の改植に要する経費を助成 【対象者】農業者の組織する団体、公社、協議会 【補助率】定額補助（国） 14.1万円/10a</p> <p>茶の改植に伴う未収益期間に対する補てん 【補助率】定額補助（国） 14.1万円/10a</p>	
6	<p>農業：その他 農業次世代人材投資事業による支援の継続</p> <p>農業次世代人材投資事業による資金の継続交付 【対象者】農地等の被災により農業経営ができなくなった「農業次世代人材投資資金」を受給している新規就業者 【内容】営農継続に向けた復旧作業を「農業生産等の従事日数」に加えることで、資金を継続交付 ※復旧作業例：被災した農業施設等の片付け及び再建作業、用水路等の生産基盤の整備に係る工事作業、農地や農業機械・施設等を確保するための情報収集・売買交渉、新規作物等に関する技術習得等</p>	<p>○由布市 農政課 TEL：097-582-1293 FAX：097-582-1359 （平日8:30～17:00）</p>

○令和2年7月豪雨により被災した農林水産業者への支援一覧

項 目	支 援 内 容	連 絡 先
7	<p>農業：補助金 畜産農家への支援</p> <p>被災した施設・機械の復旧や豪雨の影響により死亡・廃用した家畜の更新及び土砂・がれきの撤去等に要する経費を助成 【対象者】被災した畜産業者 【補助要件】（施設・機械） 市町長の被害内容の証明を受けていること （家畜） 死亡・廃用となったことが獣医師等の発行する書面により証明できること （土砂・がれきの撤去等） 経費を証明する書面を提出すること 【補 助 率】5/6（国1/2、県1/6、市町村1/6） 2/3（県1/3、市町村1/3） ※国庫補助要件にあてはまらない場合</p>	
8	<p>水産業：補助金 水産業施設の復旧への支援</p> <p>被災した水産業施設等（種苗生産施設・養殖施設・附帯設備）の復旧に要する経費を助成 【対象者】水産業を営む者、法人、水産業協同組合等 【補助要件】被災した水産業施設等で、被災前の生産能力に回復するなど、被災地域における水産業の再建に取り組むものであること 【補 助 率】2/3（県1/3、市町村1/3）</p>	
9	<p>農業：補助金 鳥獣被害防止施設の復旧への支援</p> <p>被災した鳥獣被害防止施設の本復旧及び本復旧までの間の仮設柵の設置に要する資材費を助成 【対象者】鳥獣被害対策協議会、農業者、営農集団、集落営農法人等 【補助要件】本復旧または応急仮復旧を直営施工すること 【補 助 率】鳥獣交付金事業での本復旧 定額補助（国） 上記以外の本復旧または応急仮復旧 9/10（県4.5/10、市町村4.5/10）</p>	<p>○由布市 農林整備課 TEL：097-529-7347 FAX：097-582-1359 （平日8：30～17：00）</p>
10	<p>林業：補助金 木材加工流通施設等の復旧への支援</p> <p>被災した木材製材施設や木材集出荷販売施設の復旧等に要する経費を支援 【対象者】森林組合、木材関連事業者等 【補助要件】被災した木材加工流通施設であること 【補 助 率】5/6（国1/2、県1/6、市町村1/6） 2/3（県1/3、市町村1/3） ※国庫補助要件にあてはまらない場合</p>	
11	<p>林業：補助金 しいたけ等の生産施設の復旧への支援</p> <p>被災したしいたけ生産施設やほだ木の復旧等に要する経費を支援 【対象者】被災したしいたけ生産者 【補助要件】施設やほだ木等の被害を受けた生産者であること 【補 助 率】5/6（国1/2、県1/6、市町村1/6） 2/3（県1/3、市町村1/3） ※国庫補助要件にあてはまらない場合</p>	
12	<p>農業：その他 被災農地の賃料の支援</p> <p>農地中間管理事業を活用して借り入れた農地が被災した場合に、当該農地に係る賃借料が全額免除又は減額 【対象者】被災農地において農作物の作付け及び収穫ができないこと等により賃借料の支払いに支障が生じる者 【対象額】全額又は賃借料から収益を差し引いた金額 ※激甚災害に指定された場合に限る</p>	<p>○大分県農業農村振興公社 TEL：097-535-0400 FAX：097-536-7223 （平日8:30～17:15）</p>

○令和2年7月豪雨により被災した農林水産業者への支援一覧

項目	支援内容	連絡先
13 農業：その他 農業共済	<p>掛金等の払込期限の延長 【対象者】令和2年7月の豪雨で被害を受けた農業共済加入者及び加入予定者 【内容】農作物（水稻）共済・畑作物（大豆）共済・果樹共済の掛金等の払込期限について、収穫期の1ヶ月前までを限度に、最長令和2年10月31日まで延長 家畜共済・園芸施設共済・任意共済（建物・農機具）の共済掛金等の払込期限は令和2年10月31日まで延長</p> <p>共済金の早期支払い 【対象者】令和2年7月の豪雨で被害を受けた農業共済加入者及び加入予定者 【内容】皆無圃場の水稻については、9月10日支払予定（通常、主食用は12月中、飼料用米は3月中に支払） 皆無圃場以外の水稻とその他の共済については、評価次第、随時支払</p>	○大分県農業共済組合 TEL：097-544-8110
14 農業：その他 収入保険	<p>保険料等の払込期限の延長 【対象者】災害に係る災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している収入保険加入者及び加入予定者 【内容】保険料・積立金・付加保険料（事務費）の払込期限を、保険期間が開始される日から起算して11ヶ月を経過する日を限度に延長つなぎ融資の早期支払い</p> <p>つなぎ融資の早期支払い 【対象者】災害に係る災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している収入保険加入者及び加入予定者 【内容】収入減少が見込まれる加入者について、資金が必要な場合は無利子のつなぎ融資が受けられる（収入保険の支払いは通常保険期間の終了後）</p>	○大分県農業共済組合 TEL：097-544-8110
15 農林水産業：融資 貸付事業	<p>被害を受けた農林漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資 【資金名】農林漁業セーフティネット資金 【使途】長期運転資金 【対象者】認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者等 【限度額】1,200万円 ※特認あり 【利率】貸付当初5年間実質無利子化（林業者においては、貸付当初10年間実質無利子化） ※特定災害の指定を受けた市町村被災者においては、貸付当初最大7年間実質無利子化</p>	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL：097-532-8491 FAX：097-532-8484 （平日9:00～17:00）
16 農林水産業：融資 貸付事業	<p>被害を受けた農林漁業施設の復旧に必要な資金を融資 【資金名】農林漁業施設等資金（災害復旧施設） 【使途】設備資金 【対象者】農林漁業者 【限度額】負担額の100%又は1施設あたり1,200万円のいずれか低い額 【利率】貸付当初5年間実質無利子化 ※特定災害の指定を受けた市町村被災者においては、貸付当初最大7年間実質無利子化</p>	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL：097-532-8491 FAX：097-532-8484 （平日9:00～17:00）
17 林業：融資 貸付事業	<p>被害を受けた林業者の造林事業復旧に必要な資金を融資 【資金名】林業基盤整備資金（造林復旧） 【使途】復旧費用 【対象者】林業を営む者、森林組合等 【限度額】復旧費用の80% 【利率】貸付当初5年間実質無利子化 ※激甚災害に関する法律施行令に基づき、告示された市町村の区域内で森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく造林事業を行う場合に限る</p>	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL：097-532-8491 FAX：097-532-8484 （平日9:00～17:00）

○令和2年7月豪雨により被災した農林水産業者への支援一覧

項 目		支 援 内 容	連 絡 先
18	林業：融資 貸付事業	被害を受けた苗木生産者の樹苗養成施設の復旧に必要な資金を融資 【資金名】 林業基盤整備資金（樹苗養成施設） 【使 途】 復旧費用 【対象者】 樹苗養成事業を営む者、森林組合等 【限度額】 復旧費用の80% 【利 率】 貸付当初5年間実質無利子化	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL：097-532-8491 FAX：097-532-8484 （平日9:00～17:00）
19	農業：融資 貸付事業	被害を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資 【資金名】 農業近代化資金 【使 途】 設備資金、長期運転資金 【対象者】 認定農業者、集落営農組織等 【限度額】 個人1,800万円、法人2億円 【利 率】 貸付当初5年間実質無利子化 【保証料】 貸付当初5年間保証料免除 ※特定災害の指定を受けた市町村被災者においては、 貸付当初最大7年間実質無利子化 ※激甚災害の場合はさらに保証料0.2%まで助成支援	○各農協 ○その他金融機関
20	農業：融資 貸付事業	被害を受けた農業者等の経営再建に必要な資金を融資 【資金名】 大分県農業経営緊急対策アシスト資金 【使 途】 借換資金 【対象者】 特定災害の指定を受けた市町村における被災農業者 【限度額】 300万円以内 ※当該年度の約定償還額 【利 率】 0.80% 【保証料】 0.40%(有担保)、0.70%(無担保)	○県信連、各農協
21	農業：融資 貸付事業	被害を受けた農業者等の経営再建に必要な資金を融資 【資金名】 農業経営負担軽減支援資金 【使 途】 借換資金 【対象者】 負債の償還が困難な農業者 【限度額】 営農負債残高 【利 率】 0.3% 【保証料】 0.6～1.2%	○各農協 ○その他金融機関
22	水産業：融資 貸付事業	被害を受けた漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資 【資金名】 漁業近代化資金 【使 途】 長期運転資金 【対象者】 漁業者、漁業法人等 【限度額】 養殖漁業者3.6億円、その他個人9,000万円 【利 率】 貸付当初5年間実質無利子化 【保証料】 貸付当初5年間保証料免除 ※特定災害の指定を受けた市町村被災者においては、 貸付当初最大7年間実質無利子化 ※激甚災害の場合はさらに保証料0.2%まで助成支援	○各漁協 ○農林中央金庫大分支店
23	水産業：融資 貸付事業	被害を受けた漁業者等の経営再建に必要な資金を融資 【資金名】 漁業経営維持安定資金 【使 途】 借換資金 【対象者】 漁業者、漁業法人等 【限度額】 漁船漁業・養殖業・定置漁業(小型)4,000万円 定置漁業(大型)8,000万円 【利 率】 貸付当初5年間実質無利子化 【保証料】 貸付当初5年間保証料免除	○各漁協 ○農林中央金庫大分支店 ○その他金融機関
24	水産業：融資 貸付事業	被害を受けた漁業者等の既往借入金の償還負担を軽減 【資 金 名】 漁業経営緊急対策アシスト資金 【使 途】 借換資金 【対 象 者】 漁業者、漁業法人等 【限 度 額】 漁船漁業300万円、養殖漁業1,000万円 【利 率】 対象資金貸付時の金利 【保 証 料】 0.92% 【対象資金】 漁業近代化資金 中小漁業者緊急保証対策資金	○各漁協